

資料9-4-2

員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

調査・安全小委員会の設置について(案)

平成25年4月4日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 設置の趣旨

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会では、文部科学省における宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)に関する重要事項の調査審議を行うこととされている。

文部科学省における宇宙開発利用には、ロケットによる人工衛星等の打上げや、国際宇宙ステーション(以下「ISS」という。)を利用する活動等が含まれており、これらについては、人命・財産に関わる重大な事故に至ることが無いように、十分に安全を確保する必要がある。また、ロケットや人工衛星の不具合等が発生した場合、その原因究明や対策検討に当たっては高い専門性が求められる。

このため、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、安全に関する事項と、重大な事故・不具合等に関する事項を調査検討する場として、宇宙開発利用部会の下に調査・安全小委

2. 調査検討事項

(1) 安全に関する事項

- 1 H- Aロケット、H- Bロケット、イプシロンロケットの打上げに当たって宇宙航空開発研究機構(以下「JAXA」という。)が行う安全対策の妥当性
- 2 宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)のISS近傍での運用(接近、係留、離脱フェーズ)と再突入に当たってJAXAが行う安全対策の妥当性
- 3 日本国がISSに提供する物資についてJAXAが行った安全審査の妥当性

(2) 重大な事故・不具合等に関する事項

文部科学省に係る宇宙開発利用において、以下のような重大な事故・不具合が発生した場合、文部科学省からの要請に応じて、原因究明とその対応策について調査検討する。

- ・ H- Aロケット、H- Bロケット、イプシロンロケットの打上げにおける重大な事故(第三者損害の発生、ロケットの指令破壊等)
- ・ 日本国がISSに提供する物資に係る重大な事故(宇宙飛行士の死亡又は死亡に至る恐れのある事故、ISSの機能喪失・恒久閉鎖に至る事故等)
- ・ 人工衛星等の重大な不具合

3. 調査検討の進め方

安全に関する事項の調査検討に当たっては、以下の評価基準及び評価指針(平成24年9月6日 宇宙開発利用部会決定)に従って調査検討を行う。

- ・ ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準
- ・ 国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」(JEM)に係る安全対策の評価のための基本指針
- ・ 宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)に係る安全対策の評価のための基本指針

4. 設置期間

小委員会の期間は、設置が決定した日から平成27年2月14日までとする。

5. その他

- (1) 小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。
- (2) 「宇宙開発利用部会 調査・安全小委員会の設置について」(平成24年7月19日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会決定)は廃止する。